

エールクラブ会員規約

一般社団法人百歳万歳（以下「運営者」といいます。）は、運営者が運営するエールクラブ（以下「本クラブ」といいます。）の利用に関し、以下のとおりエールクラブ会員規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（目的）

本クラブは、人生100年時代を前向きに楽しむために、会員同士の学び、交流、情報発信および地域での活動の機会を提供することを目的とします。

本クラブは、運営者が発行する高齢者向け雑誌『エール』を通じて、暮らし、健康、生きがい、人とのつながりおよび新たな挑戦を応援します。

本クラブは、交流会、情報発信その他の企画を行います。

第2条（会員区分）

本クラブの会員は、次の2種類とします。

1. 一般会員 個人として本クラブに入会する者をいいます。
2. 事業者会員 法人、団体、事業者その他これらに準ずる者として本クラブに入会する者をいいます。

第3条（入会申込みおよび会員資格）

1. 本クラブへの入会を希望する者は、本規約に同意の上、運営者所定の方法により申込みを行うものとします。

2. 運営者が申込みを承諾し、所定の会費の入金を確認した時点で、会員資格が発生します。
3. 事業者会員の申込みは、当該法人または団体を代表し、申込み権限を有する者が行うものとしします。
4. 運営者は、申込者が次のいずれかに該当すると判断した場合、入会を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
 - (2) 反社会的勢力またはこれに準ずる者である場合
 - (3) 本規約に違反するおそれがある場合
 - (4) 本クラブの目的または運営方針にそぐわないと運営者が判断した場合
 - (5) その他、運営者が会員として不適切と判断した場合
5. 運営者は、申込みの最終確認画面その他の方法により、会員区分、会費の金額、支払方法、会員期間、自動更新の有無およびその条件、ならびに更新停止の方法を、申込者があらかじめ確認できるように表示します。

第4条（会費）

1. 一般会員の年会費は、13,200 円（税込）（税抜価格 12,000 円）とします。
2. 事業者会員の年会費は、39,600 円（税込）（税抜価格 36,000 円）とします。
3. 会費には、会員期間中に発行される雑誌『エール』を会員特典として送付すること（年 4 冊を予定）を含みます。雑誌の送付は会員特典の一つであり、雑誌のみの購読料金または前払購読代金として支払われるものではありません。雑誌は、会員登録後に発行される号からの送付となり、過去号の送付については別途定める場合があります。
4. 会費の支払方法は、クレジットカード決済、口座振替、その他運営者が別途定める方法とします。

5. 銀行振込に要する振込手数料は、会員の負担とします。

第 5 条（会員期間および更新）

1. 会員期間は、入金確認日から 1 年間とします。
2. 運営者は、会員期間満了日の概ね 45 日前および 30 日前を目安に、更新案内を送付します。会員が会員期間満了日までに更新後の会費の入金を行わない場合、会員資格は会員期間満了日をもって終了します。
3. 自動更新を希望しない会員は、会員期間中いつでも、運営者所定のフォーム、公式 LINE、電子メールまたは電話により、更新停止の申出を行うことができます。運営者は、決済処理の都合上、会員期間満了日の前日までに到達した申出を当該更新に反映します。
4. 運営者は、会員に対し、会員期間満了日の概ね 30 日前を目安に、更新予定日、更新後の会費および期間、ならびに更新停止の方法を、公式 LINE、電子メール等の方法により事前に案内します。

第 6 条（一般会員の特典）

一般会員は、会員期間中、次の特典を利用できます。

- (1) 雑誌『エール』の送付（年 4 冊を予定）
- (2) 会員限定コンテンツの閲覧または提供
- (3) 会員限定オンライン交流会その他の会員向け企画への参加
- (4) 本クラブおよびエール九州支部が開催するイベント等の優先案内
- (5) 運営者が対象として定めるイベントの会員価格または優待
- (6) その他、運営者が別途定める会員向け特典

前項のイベント等には、別途参加費が必要となるものがあります。すべてのイベントが会費に含まれるものではありません。

第 7 条（事業者会員の特典）

事業者会員は、一般会員の特典に加え、次の特典を利用できます。

- (1) 事業者会員広告枠への広告掲載権
- (2) 雑誌『エール』への寄稿または記事掲載の提案権
- (3) 事業者会員向けの掲載、協業またはイベント案内
- (4) その他、運営者が別途定める事業者会員向け特典

事業者会員は、会員期間中に 1 回、運営者が指定する雑誌『エール』の広告枠へ、半ページサイズの広告を掲載できるものとします（以下「基本広告枠」といいます。）。

事業者会員は、入会時または運営者所定の時期に、広告の掲載を希望する号を申し出ることができます。ただし、掲載号は、申込状況、誌面の枠数および編集方針を踏まえ、運営者が最終的に決定します。

広告掲載枠は、原則として、表 2、表 3 または事業者会員広告特集ページ等の中から運営者が定める箇所とします。掲載位置、掲載号、掲載順、広告の縦横レイアウトその他の編集上の事項は、申込順、誌面構成および編集方針を踏まえ、運営者が決定します。

表 2、表 3 その他特定の掲載位置への掲載、基本広告枠を超える掲載および追加の掲載は、基本広告枠に含まれず、別途の掲載枠、条件または費用を要する場合があります。これらの掲載は、事業者会員全員に保証されるものではありません。

第 8 条（事業者会員広告枠および寄稿）

1. 事業者会員広告枠は、年間 32 社を上限の目安として運用します。

2. 運営者は、1号あたり最大8社程度の事業者会員広告枠を設けることがあります。掲載号は、申込状況および誌面構成を踏まえ運営者が調整するものとし、特定の号への掲載を保証するものではありません。
3. 事業者会員は、会員期間中に発行される各号について、所定の期限までに寄稿または記事掲載の提案を行うことができます。
4. 寄稿または記事掲載の可否、掲載号、掲載位置、文字数、写真点数、見出し、表現、編集および掲載内容は、運営者の編集審査および誌面構成により決定します。
5. 寄稿または記事掲載の提案権は、掲載を保証するものではありません。
6. 広告原稿および寄稿原稿の制作費、写真撮影費、デザイン費その他の制作に関する費用は、会費に含まれません。運営者へ制作を依頼する場合は、別途費用および契約条件を定めます。
7. 広告原稿、寄稿原稿、写真、ロゴその他の掲載素材は、運営者が指定する形式および期限までに事業者会員が提出するものとします。
8. 事業者会員が所定の締切までに広告原稿または掲載素材を提出しない場合、当該掲載権は失効します。この場合、掲載号の変更、翌号以降への繰越し、会費の返金その他の補償は行いません。
9. 運営者は、法令（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、健康増進法その他の関係法令を含みます。）、公序良俗、雑誌の編集方針、本クラブの目的または読者への配慮等の観点から、広告または原稿の内容を審査します。運営者は、不適切と判断した広告または原稿について、修正、差替えまたは掲載見送りを求めることができます。

10. 事業者会員が前項の修正、差替えまたは掲載見送りの要請に応じない場合、運営者は当該広告または原稿の掲載を拒否できます。この場合、会費の返金はありません。

第9条（掲載内容に関する責任）

1. 事業者会員は、広告、寄稿、記事、写真、ロゴ、商標その他の掲載素材について、第三者の著作権、肖像権、商標権、プライバシー権その他の権利を侵害しないことを保証します。
2. 事業者会員は、掲載内容の正確性、適法性、安全性および第三者との紛争について、自らの責任で対応するものとします。
3. 事業者会員の掲載内容に起因して運営者または第三者に損害が生じた場合、当該事業者会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 事業者会員の広告または記事の掲載は、運営者が当該法人、商品またはサービスを保証、推奨または支持することを意味するものではありません。

第10条（雑誌の送付）

1. 雑誌『エール』は、会員が登録した住所へ送付します。
2. 会員は、住所、氏名、法人名、担当者、電話番号、メールアドレスその他登録情報に変更があった場合、速やかに運営者へ届け出るものとします。
3. 会員が変更の届出を怠ったことにより雑誌その他の案内が届かなかった場合、運営者は責任を負いません。
4. 天災、配送会社の事情、印刷・制作上の事情その他やむを得ない事情により、雑誌の発行または送付が遅れる場合があります。

第 11 条（退会および返金）

1. 会員は、会員期間中であっても、運営者所定の方法により退会の申出を行うことができます。
2. 会員期間の途中で退会した場合であっても、既に支払われた会費は、運営者の責めに帰すべき事由がある場合または法令上返金が必要となる場合を除き、返金しません。
3. 退会後も、会員期間中は、会費に含まれる雑誌『エール』の送付、会員限定コンテンツ、会員向け企画、会員価格その他の会員特典を利用することができます。
4. 会員が更新停止手続きを行った場合、会員期間満了日をもって会員資格は終了します。

第 12 条（禁止事項）

会員は、本クラブの利用にあたり、次の行為をしてはなりません。

- (1) 宗教、政治団体、ネットワークビジネス、マルチ商法その他これらに類する勧誘行為
- (2) 会員または第三者に対する強引な営業、執拗な勧誘または迷惑行為
- (3) 会員の個人情報を本人の同意なく収集、利用または第三者へ提供する行為
- (4) 誹謗中傷、差別、ハラスメント、脅迫その他他者を不快にさせる行為
- (5) 虚偽または誤解を招く情報を発信する行為
- (6) 本クラブ、運営者、他の会員または第三者の信用を害する行為
- (7) 法令、公序良俗または本規約に違反する行為
- (8) その他、運営者が不適切と判断する行為

第 13 条（会員資格の停止および取消し）

1. 運営者は、会員が次のいずれかに該当した場合、相当の期間を定めて是正を催告した上で、なお是正されないときは、会員資格を停止し、または取消することができます。

(1) 本規約に違反した場合 (2) 会費の支払いを怠った場合 (3) 登録情報に虚偽があった場合

2. 前項にかかわらず、運営者は、会員が次のいずれかに該当した場合、事前の通知または催告をすることなく、直ちに会員資格を停止し、または取消することができます。

(1) 反社会的勢力またはこれに準ずる者であることが判明した場合

(2) 本クラブの運営を著しく妨害した場合

(3) 是正が困難な重大な規約違反があった場合

(4) その他、会員として著しく不適切と運営者が判断した場合

3. 前二項により会員資格が停止または取消された場合であっても、既に支払われた会費は返金しません。また、会費に含まれる雑誌『エール』の送付、会員限定コンテンツ、会員向け企画、会員価格その他の会員特典を利用することができません。

第 14 条（暴力団等反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在および将来にわたり、自らまたは自らの役員その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、保証します。

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないことを保証します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて運営者の信用を毀損し、または運営者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 運営者は、会員が前二項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに会員資格を停止または取消すことができます。この場合、運営者は、これにより会員に生じた損害について一切の責任を負わず、既に支払われた会費は返金しません。

第 15 条（写真、肖像その他の記録の取扱い）

1. 運営者は、本クラブが主催または関与するイベント、交流会、オンライン交流会、講演会その他の活動において、会場の様子、参加者の写真、動画、音声、発言その他の記録（以下「記録等」といいます。）を撮影、録音または記録することがあります。
2. 運営者は、前項の記録等を、本クラブおよび雑誌『エール』の運営、紹介、広報、報告その他これらに関連する目的のために、雑誌、ホームページ、公式 LINE、SNS その他の媒体において利用することがあります。
3. 会員は、記録等への写り込みその他自己に関する記録等の利用を希望しない場合、運営者所定の方法により申し出ることができます。運営者は、当該申し出を受けた場合、合理的な範囲で対応します。ただし、既に印刷または公開された媒体については、対応が困難な場合があります。
4. 本クラブの会員以外のイベント参加者についても、運営者は、受付時の掲示その他の方法により本条の取扱いをあらかじめ周知した上で、本条に準じて記録等を取り扱うことができるものとします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

運営者は、会員の個人情報を、入会手続、会費決済、雑誌発送、イベント案内、会員向け情報提供、問い合わせ対応その他本クラブの運営に必要な範囲で取り扱います。

個人情報の取扱いについては、運営者が別途定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第 17 条（連絡および通知）

1. 運営者から会員への連絡および通知は、公式 LINE、電子メール、郵送、ホームページその他運営者が適切と判断する方法により行います。
2. 会員が登録した連絡先に通知を送信または発送した時点で、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 18 条（会員特典および活動内容の変更）

運営者は、本クラブの目的に照らし必要と判断した場合、会員特典、イベント、オンライン交流会、コンテンツ、雑誌の内容その他の活動内容を変更、追加または終了することがあります。

前項の場合、運営者は公式 LINE、ホームページその他適切な方法により会員へ案内します。

第 19 条（規約の変更）

1. 本規約は、民法上の定型約款に該当します。
2. 運営者は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、会員の個別の同意を得ることなく本規約を変更することができます。
 - （1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 運営者は、前項により本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容および変更の適用開始日を、適用開始日が到来するまでに、公式 LINE、ホームページその他の適切な方法により周知します。
4. 変更後の本規約は、運営者が定めた適用開始日から効力を生じます。

第 20 条（免責）

1. 運営者は、会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブル、契約、取引、金銭の授受その他の紛争について、運営者の故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 運営者は、通信障害、システム障害、天災、感染症、会場都合、印刷・配送上の事情その他運営者の合理的な管理を超える事情により生じた損害について、責任を負いません。
3. 本クラブの活動、交流会、コンテンツまたは情報提供は、会員の成果、収入、就職、事業成功、健康状態その他特定の結果を保証するものではありません。
4. 前各項にかかわらず、運営者が会員に対して損害賠償責任を負う場合（運営者の故意または重大な過失による場合を除きます。）、その賠償額は、当該会員が損害発生時点から遡って 1 年間に運営者へ支払った会費の総額を上限とします。

第 21 条（準拠法および管轄裁判所）

本規約は、日本法に準拠します。

本クラブに関して会員と運営者の間で紛争が生じた場合、運営者の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（運営者）

本クラブの運営者は、以下のとおりとします。

運営者：一般社団法人百歳万歳

クラブ名称：エールクラブ

所在地：東京都港区新橋 2-20-15 新橋駅前ビル 1 号館 506

代表者：山本 智章

問い合わせ先: TEL 03-6264-6047
FAX 03-6261-7309
MAIL support@hyakusaibanzai.or.jp

附則

本規約は、2026 年 7 月 1 日より施行します。